

ドイツ中等段階教育制度と一年志願兵資格

寺 澤 幸 恭

The structure of the secondary education system in Germany and One-year-volunteer Privilege

Yukiyasu Terazawa

Summary

We are concerned with the realization of the articulation of secondary schools and Technical Middle Schools (Fachschulen) in Germany.

The main points are the following : A privilege unique to the Prussian secondary schools was the right of pupils who had reached a certain point in their education to serve as "one-year volunteer exemption" in the army instead of as regular two or three-year conscripts (Berechtigung zum einjährig-freiwilligen Militärdienst). Also, Technical Middle Schools were differentiated into Higher Machine Building Schools and Lower Machine Building Schools by the right (qualification).

Judging from the above, the right was an important factor in realization of the articulation of secondary schools and Technical Schools.

Received Apr. 26, 1994

Key words : Secondary Education, One-year-volunteer Privilege, Technical Schools

はじめに

ドイツ（旧西ドイツ）の中等学校制度の基本的な構造は19世紀最後の二、三十年間においてほぼ確立したとされているが¹⁾、その中等学校制度の構造化の過程において、学校教育を取得条件とする資格制度、とくに大学進学資格であるアビトゥーアや中等学校教員資格が重要な規定要素となったとする視点も多く、先行研究によって支持されていると考えてよいであろう。ギムナジウムを中軸とする中等学校の卒業試験合格証明であるアビトゥーアがドイツ中等教育史研究においてひとつの中心的な対象となってきたことは、この資格が学校教育を基礎とする資格制度のなかで大学教育を前提とする職業階層（中上級官吏、法律家、医師、神学者、中等学校教員）にとって決定的なメルクマールであったということからも当然のことといえる。19世紀以降のドイツとくにプロイセンの中等学校史は一面ではこれらの職業階層がその社会的な優越性を防衛するための闘争の歴史であった²⁾。

このアビトゥーアに劣らずプロイセンのそして後には全ドイツの教育システムの構造において卓越した機能を果たした資格として一年志願兵資格 (Berechtigung zum einjährig=freiwilligen Militärdienst) をあげることができる。

アビトゥーアがいわば純教育政策上の資格として中等教育と高等教育の正規の接続という機能を担ったのに対して、一年志願兵資格は現役期間を一年に短縮することを主旨とする軍行政上の資格であった。この資格は基本的に「中等教育」の一定の段階の修了（または学力）を取得条件としたが、付与対象を次第に広げて中間学校や専門学校の生徒にも付与されたため、この資格に接近できる階層はアビトゥーアよりも広範囲に及んだ。「軍と、国家を担い国家に好意を寄せる階層との間の決定的な結節点³⁾」であった一年志願兵資格およびこれに付随する予備役将校の社会的威信が高まり、しかもこの資格は基本的にはギムナジウムの教育段階を基準として設定され続けていたため、中間学校のように中等学校ではない普通教育機関や職業教育機関である専門学校も中等教育を基準としてシステム化されていくことになった。

一年志願兵資格はこのようにして中等学校・中間学校・民衆学校という普通教育の三分岐複線型学校系統の、またこれら普通教育の各々の段階に対応する職業教育制度の成立に深く関与することになった。

学校制度と一年志願兵資格との関わりについてはすでに数多くの研究のなかで言及されている。しかしながら、それらは中等学校制度、中間学校制度、専門学校制度の各領域に限定されており、学校制度と一年志願兵資格とのトータルな把握にまでいたっていないように思われる。本稿ではこれらの先行研究の成果をふまえて、ドイツの職業教育制度をも含めた「中等段階教育制度」全体の構造化の過程において一年志願兵資格が果たした機能を究明したいと考える。

I. 一年志願兵資格制度

1813年2月3日プロイセンにおいて「志願猟兵隊」(freiwilligen Jäger=Detachment)に関する規程が設けられた⁴⁾。同年4月9日に創設された志願猟兵隊は兵役期間中、自費により装備し衣服・食料等を賄うことのできる「教養ある諸身分の青年」——従来かれらは徴兵義務を免除されていた——を対象とするものであった。つづいて陸軍大臣に任命されたボイエン(H. Boyen)のもとで1814年9月3日に「兵役義務法」(Ueber die Verpflichtung zum Kriegsdienst)が制定された。そこでは「すべての住民は満20歳に達すると直ちに祖国防衛の義務を負う」(第1条)としながらも、「満17歳に達した青年に対しては、その身体が剛健の場合、兵役を志願することを許す」(第9条)こととし、「教養身分出身で自費で衣服および装備を賄える者は猟兵=射撃隊(Jäger=und Schützenkorps)に採用されることができる。これらの者は一年間の兵役の後、申請によりその職業の続行が許される。3年間の兵役が過ぎた後は第一召集の後備軍に編入され、そこでは能力と諸条件により将校職への第一の権利が与えられる⁵⁾」(第7条)と規定された。一年志願兵制度の起源については諸説があるが⁶⁾、この1814年の兵役義務法によって制度的に確定したとみるべきであろう⁷⁾。

兵役義務法では「教養身分出身」についての基準は明確ではなかったが、内務大臣および軍務大臣共同の「軍への志願者の採用に関する規程」(Instruktion von 19. Mai 1816 über den Eintritt von Freiwilligen in das Heer)によって「ギムナジウムの上級三級のひとつに在学」していることが条件とされ⁸⁾、これ以降一年志願兵資格は基本的にはギムナジウムの教科課程を基準として与えられるこ

とになった。なお1817年6月の軍補充訓令 (Ersatz=Instruktion) によって入隊時期を23歳まで延期すること、志願兵と同様に入隊の時期・勤務する部隊を選ぶことも認められた⁹⁾。

1822年1月の訓令によって一年志願兵申請者の資格審査を行う「一年志願兵のための管区試験委員会」(Department=Prüfung=Kommission zur einjährigen Militärdienst. 以下「試験委員会」)が管区ごとに順次設置されることになった。この訓令によれば、一年志願兵資格は学校証明書 (Schulzeugnisse) または試験によって取得され、学校証明書による場合は、「大学で勉学している者は成熟証明書、ギムナジウムの上級の三つの級の生徒は校長の証明書により、学問に専念することに値するとみなされた者¹⁰⁾」が適格とされた。試験委員会は各学校が発行するこの学校証明書を審査し、また学校証明書を提示できない申請者に試験を課し一年志願兵資格を付与する業務を担った。試験による一年志願兵資格の取得の場合は、次の三種類の証明書の提出を義務づけられた。①「出生証明書」、②父親又は後見人による、一年間の現役期間中の装備その他の費用を自弁する意思と能力についての「宣誓」を添付した「一年志願兵証明書」、③中等学校在籍者はその学校長による「操行証明書」その他の者は警察ないし所定の役所発行の同証明書。なお、学校証明によって資格申請する者にはこれらの証明書の提出は課されなかった¹¹⁾。

ギムナジウム以外の普通教育機関に一年志願兵の学校証明の発行権限が制度的に認められたのは、1832年3月の「高等市民学校及び実科学校卒業試験仮規程」であり、認可された実科系学校の生徒は卒業試験合格によって学校証明書を得ることが認められた¹²⁾。これら実科系学校は1859年10月に第一種実科学校、第二種実科学校および高等市民学校に区分され、これ以降第一種実科学校はギムナジウムと並ぶ「中等学校」として認知されていくことになるが¹³⁾、一年志願兵資格に関してはこれを先取りするかたちで1858年12月の新軍補充訓令 (Die neue Militär=Ersatz=Instruktion vom 9. Dezember 1858) により、第一種実科学校の生徒はギムナジウムと同じく第II級 (Sekunda) での半年間の在学を条件にこの資格証明書が与えられることになっていた¹⁴⁾。文部省の規程よりも10ヵ月ほど前に軍行政当局によって第一種実科学校は一年志願兵資格に関するかぎりギムナジウムと同格とされていたのである。

学校証明の基準についての最終的な規定は1867年11月の連邦の「兵役法」(Wehrgesetz Gesetz betreffend die Verpflichtung zum Kriegsdienst vom 9. November 1867) によってもたらされ¹⁵⁾、これは1875年のドイツ国防規程¹⁶⁾ さらに1888年の同規程 (Deutsche Wehrordnung vom 22. 11. 1888.) に引き継がれた。1875年以降9年制中等学校の学力証明基準は第II上級成熟 (Obersekundareife) として確定され、一年志願兵資格に関しては実科ギムナジウム、高等実科学校 (Oberrealschule) はギムナジウムとの同格化を獲得する。20世紀初頭当時この教育水準には地方・司法・鉄道など各行政職、軍の主計官、技官などの経路に就く資格、そして図画・体育など中等学校の技能教員試験などの受験資格が設定され、これらの資格は一年志願兵資格に付随するものとみなされた¹⁷⁾。

なお、学校による学力証明および管区試験委員会の試験によらないで一年志願兵資格を付与する条項はすでに1817年の軍補充訓令にみられるが、1875年のドイツ国防規程において次のようないわゆる「技芸・実業条項」が確定された (第89条第6項)。すなわち「1. 学問、技芸またはその他の分野で

国家に対して特に有益な活動が証明される青年, 2. その活動の形態において際立っている技芸の専門家または機械を扱う労働者, 3. 王立劇場に採用されている芸術家」とみなされた者（公的な証明が必要）には学力証明書の提示を免除するという特例が認められていた（ただし初等教育程度の試験が課せられた¹⁸⁾）。

1867年連邦「兵役法」はまた、プロイセンの兵役義務制を北ドイツ連邦全体に拡大することになるが、それは一年志願兵制度をとともなうものであった。北ドイツ連邦およびドイツ帝国の体制においては各邦（Land）に文化高権を与え、文教行政は各邦の所轄とされていたが、帝国はその軍事主権を拠り所とする一年志願兵制度によってドイツ全体の中等学校制度のプロイセン化を推し進めることができた。連邦と同様に帝国に与えられた一年志願兵資格の取得条件を確定する業務権限のために1871年帝国内務省に設置された「帝国学校委員会」（Reichsschulkommission）は一年志願兵資格証明書発行権限を与える学校を決定する業務を通して帝国内の中等学校の統一化に寄与することになる¹⁹⁾。

一年志願兵資格によって得られる社会的な威信がきわめて高いものになっていくのは1880年代以降であるが、それは市民的性格の強い後備軍にかわる予備役将校制度の形成にとともなうものであった。「行政官僚では予備将校の経歴を有するもののみ高級官僚への昇進の道が開かれ²⁰⁾」という状況さえ生み出した予備役将校制度は「新ドイツの封建的ブルジョアの類型」を鑄造する有力な梃子となった。後備軍にかわって予備役将校への昇格と結びつけられた一年志願兵資格はその教養と資産という基準によって大衆から区別されたひとつの階層に属することを保証するものとなったのである²¹⁾。このようにして一年志願兵資格はたんに兵役短縮の特典という実質的な内容をこえて、将来の社会的ステータスを明示するシンボルとして軍国主義が色濃く浸透しつつあるドイツ市民社会に受け入れられていくことになる。

II. 「修了試験」と「中間成熟証明」

一年志願兵資格を事実上その背景として設定され、のちの中等段階教育標準化のさきがけとなったものに「修了試験」（Abschlußprüfung）がある。中等学校制度を主要な議題として1890年12月ベルリンで開催された学校会議（いわゆる十二月会議）では一年志願兵資格も中心的なテーマとなり、この資格証明の発行権限を与えられた教育機関の在り方について特に軍は積極的に発言した。この会議における軍の代表（フレック陸軍少佐）の報告によれば1890年プロイセンで一年志願兵資格証明を得た者約5,000名の出身校種の内訳は以下の通りであり²²⁾、そのうち9年制中等学校での第II上級成熟によって学校証明を取得した者が6割を占めていた。

9年制中等学校の卒業者	1,340名
6年制学校の卒業者	300名
私的に準備した者	360名
9年制中等学校で第II下級を修了した者	3,000名

軍の意図は一年志願兵資格証明取得者の流れをこの9年制中等学校での第II上級成熟によるものか

ら6年制学校の卒業者へシフトすることにあつた。その理由は、後者が卒業試験合格を条件とされたのに対して前者が第II級に1年間在学するだけで比較的容易に取得でき、これが一年志願兵資格をめざす者が軍によって「価値が乏しい」とみなされた人文ギムナジウムに定着する大きな要因とされたことであつた。軍は一年志願兵資格の網を地方都市の6年制学校とくに実科系学校に在学するより広範な市民層にまで拡大することをめざしたのである。そのための方策として9年制学校の第II下級(Untersekkunda)を終えた生徒に「修了試験」を課することが提案された。一年志願兵資格を手にするに離学する生徒をかねてから問題視していた文部省とギムナジウムはこの資格証明を志望する者をギムナジウムから実科系学校に振り向けることを目的とした軍のこの提案におおむね賛成した²³⁾。一年志願兵制度によって象徴される学校・国家・軍の結合は、もはや教養と資産という枠を越えて中間市民層をこの軍制度に組み込むための手段となつたのであり、1892年1月に導入された「修了試験」(「9年制中等学校の第6学年後の修了試験規程」)は一年志願兵制度がいかに深く第二帝政の社会政策および学校政策に関与していたかを示すものである²⁴⁾。

しかしその後の経過は1890年会議の期待を裏切るものであつた。1892年の試験規程の発効後に行われた第一回の修了試験に際して、すでにその基準について疑いの声があがり²⁵⁾、州や校長会議の行政報告も90年代の終りには廃止に賛成するにいたつている。1900年6月の学校会議を経て同年12月に修了試験は廃止され、再び9年制学校の生徒の一年志願兵資格については第II上級への進級の証明で十分であるとされた²⁶⁾。廃止の主な理由は「修了試験」によってギムナジウムの生徒数を絞るという目的を達成できなかつたことにあるとされている²⁷⁾。

「修了試験」の廃止をうけて6年制学校の卒業試験規定が改訂されたが、ここでは「修了試験」設定の場合と逆に9年制学校の第II上級進級が基準とされた(1901年10月29日の「6年制中等学校の修了試験諸規定²⁸⁾」)。このように「修了試験」は短命に終つたが、ここで留意すべきは第II下級をもって中等教育における「中間的な修了」を認めるといふ行政および社会通念の成立であつて、このことが次に述べる「中間成熟証明」の歴史的前提となつたと考えられる。

「中間成熟証明」(mittlere Reife)の設定は中間学校生徒に一年志願兵資格が与えられたことから生じたものであつた。プロイセンにおいては1872年の「一般諸規程」によって6年制を標準とする中間学校(Mittelschule)の整備が進められたが、それは資産からみて子弟を15歳まで教育を与えられる「下級実業身分」のために設けられた普通教育機関であつた²⁹⁾。1888年6月の法律による民衆学校の無償化によって中間学校と民衆学校との隔絶が進行する一方で、中間学校は中等学校に対するもう一つの選択肢となつたが、この点で中間学校の社会的選抜機能は不十分なものであつた。この学校には資格がまったく設定されておらず、多くの生徒は依然として中等学校に流入したからである。商工業における中間的な職階につく人材の養成という目的と同時に中間ないし下層市民層を社会主義の影響から隔絶するという機能を担う中間学校の生徒に一年志願兵資格を与えるべきか否かという問題が社会政策的な意味合いから議論されることになつた³⁰⁾。

中間学校生徒に一年志願兵資格取得が認められたのは満17歳以前にはこの資格が与えられないという規定が廃止された1911年からであるが、中間学校の15歳の卒業生には学校証明による一年志願兵資

格は与えられず、簡略化された試験による資格のみが認められた。この資格には軍以外の資格は含まれなかった³¹⁾。

一年志願兵資格が軍資格および公的な資格としてだけでなく、一般的に「商工業の比較的高い職業につくための教育証明としても使用されてきた³²⁾」ため、第一次大戦の敗戦によって一年志願兵制度が廃止されると、6年制中等学校や中間学校の生徒に何らかの資格を与える必要が生じた。プロイセン文部省は1927年3月に「中間成熟証明」を設定し、1925年6月の「中間学校学校規程」によって中等学校に接近した中間学校の卒業生には第II上級成熟証明をもつ中等学校生徒とともにこの「中間成熟証明」が与えられた。中等学校の第II上級成熟証明と中間成熟証明との関係は、中間学校の卒業生は中間成熟証明のみを取得できるが、中等学校の第II上級成熟証明には「中間成熟証明を含む」と記載され自動的に取得できるものとされた。

1931年3月31日のラント間協定 (Die Vereinbarung der deutschen Länder über die mittlere Reife) によって中間成熟証明はドイツ全体に導入された³³⁾。協定の第1条において「中間成熟証明は職業構成のなかで中間段階の職業または職業経路に就くために必要な普通教育の等級 (Grad) を示す証明」であり、これを取得するためには原則としてプロイセンの認可された中間学校の卒業レベルに相当する最低10年間の学校教育を基準とするものとされた。そして中等学校や中間学校とならんで、一定の条件つきながら10年制民衆学校とともに最低2年の教科課程をもつ専門学校の生徒にも取得が認められた³⁴⁾。このことによって民衆学校、中間学校、中等学校の普通教育機関の三系統および職業教育機関である専門学校を横断する教育修了証明が誕生したのである。

しかしながら民衆学校や専門学校の生徒にも取得が認められたため、この「中間成熟証明」に対する社会的評価はかんばんしくなく、ナチスの教育政策のなかで1938年3月に廃止され、各学校の卒業証明のみが「教育修了」の基準とされることになった。

III. 専門学校と一年志願兵資格

一年志願兵資格は職業教育機関とくに専門学校制度の構造化過程においても注目すべき機能を発揮したが、そこでの一年志願兵資格付与認可には二通りの形式があった。ひとつはこれまで述べてきた学校証明によるものであり、他のひとつは国防規程のいわゆる「技芸・実業条項」の適用によるものであった。前者の形式をとった場合その教育機関は職業専門教育機能を失い中等学校に接近していった。この例を19世紀後半におけるプロイセンの地方工業学校 (Provinzialgewerbeschule) にみることができる。

1850年6月、プロイセンの地方工業学校は「全国的にほぼ均質な中等工業専門学校³⁵⁾」となることをめざして大幅に再編され (「1850年6月5日付のプロイセン工業学校制度の組織に関する規程」)、その卒業試験に合格した生徒はベルリンの工業インスティトゥート (Gewerbe-Institut) への入学を条件に一年志願兵資格を得ることができるようになった³⁶⁾。上級の教育機関への入学を条件に付与するという方式は例外的事例を多く含む一年志願兵資格の歴史においても特異なものであったが、地方工業学校にとっては学校証明による一年志願兵資格こそが必要であった。この学校が扱ってたつべき都

市の工業市民層は自分たちの階層から後継者を得ようとしている限り、工業インスティトゥートは関心の対象にはならなかったからである。彼らが求めたのは、まず一年志願兵資格を与える学校であって、その教科課程において社会的威信のある諸科目すなわち外国語が支配的であり、補習学校の教科課程の中心に置かれていた手工業的な実践を準備するための科目が支配的でない学校であった³⁷⁾。

19世紀後半以降における一年志願兵および予備役将校の社会的ステータスが高まるにつれ、在学中に一年志願兵資格を与えることができないことが地方工業学校の発展を阻害するひとつの大きな要因であるとの認識が生じてくる。

地方工業学校の再組織化のための範例を提供したのは1863年に設立されたバルメンの工業学校であった。この市立学校は「下級工業学校」と「上級工業学校」からなっており、前者は後者の準備教育を担うものとされた。「下級工業学校」は当初から実科学校の教科課程をもちフランス語を教え、1867年には4年間に延長された。これにより「上級工業学校」のための普通教育の下部構造がつけられたが、それはもはや「中等段階」の普通教育機関として発達しつつあった実科系学校と区別ができないものであった。このバルメンの学校はプロイセンで初めてその卒業生に、他の地方工業学校の生徒には求められた工業インスティトゥートへの入学登録なしに一年志願兵資格が認可された³⁸⁾。

地方工業学校在学によって一年志願兵資格が与えられたのは1870年からである。同年の規程（「プロイセンにおける既存の工業学校の再編と新たな工業学校の設置に関する諸規程」）によって地方工業学校は三級制になり、下の二級で一般教育が、最上級のみ本来の工業教育が行われる専門級とされた。最下級への入学条件はギムナジウムまたは第一種実科学校の第II級 (Sekunda) への進級証明とされ、下級の二つの級に在学して専門級への進級が認められた生徒に一年志願兵資格証明が与えられた³⁹⁾。このように入学条件と一年志願兵資格によって地方工業学校は中等学校制度の基準によって律せられることになった。その後地方工業学校制度は、専門級をもつリアルシューレや高等実科学校などに分解し、専門級のなかには実科系学校から分離して中級専門学校 (mittlere Fachschule) として発達するものが出現してくる。

19世紀末から20世紀初頭にかけてプロイセンの専門学校制度の系統化はようやくその骨格の確定をみることになるが、その系統化過程において関与した一年志願兵資格は「技芸・実業条項」の適用によるものであった⁴⁰⁾。専門学校制度は単科大学に代表される高等教育段階の専門教育機関、中級専門学校そして下級専門学校のおおよそ三段階に区分され⁴¹⁾、このうち中級専門学校と下級専門学校の間には明確な区分はまだなされていなかったが、前者は「一般的に一年志願兵資格と同等な教育歴を入学条件⁴²⁾」としており、他方下級専門学校（または中級専門学校との中間型）は初等教育修了を入学条件としていたことがひとつの基準とみなされていた。そして下級専門学校のなかからその在学によって一年志願兵資格を認められる学校がでてくるが、それは「技芸・実業条項」の適用によるものであった。

中級専門学校の典型として工業技術教育の領域をあげることができる。この領域での中級専門学校はのちに専門単科大学 (Fachhochschule) へと発展する「技師学校」(Ingenieurschule) の前身であり、1898年から「中級機械製造学校」(höhere Maschienenbauschule) とよばれた学校群によって代

表される。この学校群にはわずかではあったが、かつての地方工業学校の後身が含まれている⁴³⁾。

今世紀のはじめプロイセンには、かつて職工長学校であった機械製造学校(Görlitz, Duisburgなど)、中級機械製造学校(Aachen, Altonaなど)および両者を併設した学校(Köln, Dortmundなど)が存在していた。この中級機械製造学校タイプの課程は2年間でそれぞれ半年の4級から構成されており、その最下級への入学は次の二種類の要件を満たすこととされた。すなわち、

- ① 普通中等学校の第II下級またはこれに相当する学年級に在学し十分な成績を修めていることの証明書、製図についての基礎的能力の証明書、および最低24ヵ月の実務経験の証明書
- ② 商工大臣の指定した試験に合格して取得できる中級機械製造学校入学適性証明書および最低3ヵ年の実務経験の証明書

このうち①の普通中等学校の第II下級またはこれに相当する学年級に在学し十分な成績を修めていることの証明書は一年志願兵資格によって満たされるものであったが、試験委員会で取得した一年志願兵資格証明書では中級機械製造学校の入学を認められず、このような証明書の取得者は②の適性試験を受けなければならなかった。また中級機械製造学校の卒業証明書[Reifezeugnis]によって国鉄中級技術職員、海軍技官主任などの経路につくことが認められたが、この場合もそれ以前に少なくとも6年制課程の中等学校で一年志願兵資格証明書を取得していることが条件にされたのである⁴⁴⁾。

下級機械製造学校の入学条件は初等教育で優秀な成績を修めた証明書および少なくとも4年間の実務経験の証明書であったが、この学校タイプはその在学によって「技芸・実業条項」の適用を受けて一年志願兵資格が認められていくのである。1912年2月には国防大臣訓令によって「技芸・実業条項」が「国立または国によって補助されている建築学校と工芸教育機関」の生徒に拡大され、翌年9月には繊維、鉄道など他の工業関係の専門学校と並んで下級の機械製造学校の生徒にも「特に優秀な成績を上げた」ことを条件に同規定が適用されたのである⁴⁵⁾。

ここにおいて、補習学校と下級専門学校は初等教育に、中級専門学校は一年志願兵資格すなわち中等学校の第II上級成熟に、工科大学は普通中等教育卒業(アビトゥーア)に接続し、技術教育領域独自の基準による直接的な縦の接続関係は基本的には存在しないという構造原理が明確になってくる。たとえば「機械製造学校の教科目は、より上級の学校と同じであり、上級の学校の授業も初歩的な内容を含んでいた⁴⁶⁾」のであり、専門学校は普通学校制度の教育水準にもとづいて等級化され社会的に評価されるという構造化が実現するのである。普通教育システムへの組み込みは専門的工業養成の分野において下級の教育機関から上級のそれへ進学を専門的基準によって可能にすることを妨げ、この専門的工業養成の分野における関連性を欠如した組織形態がつけられたことを意味した。民衆学校終了、中間成熟そしてアビトゥーアが、組み込まれた専門養成のそれぞれのコースに入るための前提条件となることによって、専門養成の厳格な分離が公認されたのである。下級専門学校と中級専門学校との接続関係は専門的知識や技能とは何ら関係しない一年志願兵資格によって媒介されたのである。

ワイマール共和国時代、ドイツの専門学校制度全体の統一化が進むが、入学条件としての学歴については専門学校の種別ごとに異なってきたままであった。中級機械製造学校はワイマール末期まで第II上

級成熟を入学条件とすることに固執していたが、1933年基本的には中間成熟証明による入学を認めることになり、他の専門学校（建築学校、繊維専門学校など）との一致をみるのである⁴⁷⁾。

専門教育制度のこのような組織形態は普通教育制度を逆に規定し、その固定化をもたらすことになる。中間学校制度の整備によって三分岐複線型学校系統は完成するが、このような学校系統を構造化したのは、ギムナジウムを基準とした「教養」の階層化原理であって、一年志願兵資格はアビトゥーアなど他の資格と補完し合いながら、この「教養」の階層化原理の貫徹を実現したのである。一年志願兵資格をその歴史的前提とする中間成熟証明はこのように構造化された学校系統を維持するために不可欠であったのである。既述したように1938年に中間成熟証明は廃止され、各学校の卒業証明のみが「教育修了」の基準とされたが、普通中等教育の中間段階教育と専門教育とを媒介した中間成熟証明の機能は第二次大戦後の西ドイツにおいて「中級修了証」(mittlere Schulabschluß)として継承されていくのである。

む す び

19世紀から20世紀にかけてプロイセン・ドイツのギムナジウム（及びそれに準ずる教育機関）にはその教科課程の個々の段階ごとに各官庁によってさまざまな資格が設定されていった。資格システムの構造はギムナジウム教育が与える可能性によってあらかじめ表示され、新たに成立した中等段階の教育機関の評価はギムナジウムとの関係によって決められた。ギムナジウムが前もって示していた資格システムにどのように組み入れられ、適応したかによってその社会的な価値の程度が判定されたからである。

このような資格システムのなかにあって一年志願兵資格は特異な地位を与えられた資格であった。予備役将校と結合された一年志願兵制度はプロイセン・ドイツの軍国主義化の一翼を担いながら、この軍国主義化する社会においてはじめて存続しえた制度であったといえる。資産と教養をもつ市民層に兵役期間の短縮を認めるこの制度は一般兵役義務原則を侵食する側面をもつと同時に試験による取得を認めるという形式上の開放性も備えていた。さらに中級段階の職業経路に就く諸資格の代名詞となることによって一年志願兵資格は単なる教育修了以上のもの、すなわち公的に認知された社会的地位に入るための決定的な指定席券であるとの社会通念を醸成していった。このような社会通念の成立なしには中等段階の教育制度全体にわたる構造化に一年志願兵資格は関与しえなかったと考えられる。

一年志願兵資格は、この資格設定の主体であった軍の意向を背景に実科系学校の中等学校化を促進し、ギムナジウムの社会的威信を維持しようとした文部当局による生徒の進路誘導と結びついて9年制学校の第II上級成熟をもって中等教育の一応の修了とみなす社会的認識を形成した。またこの資格は中間学校制度にその付与対象を拡大することによって三分岐複線型学校制度の確立を資格システムの上から容易にし、さらにギムナジウムを基軸とする普通教育制度を基準として専門学校制度の序列化に寄与した。中級機械製造学校がその入学条件として第II上級成熟に固執したのはこの学校証明が示す教育の内容ではなく、中等学校制度において構築されていた「教養」ヒエラルヒーにおけるその地位にあった。また、専門学校制度において一年志願兵資格が重要なメルクマールになることによ

て、その反作用として普通中等学校制度におけるこの資格ないしは第II上級成熟の価値が高まったであろうことは十分推測できることである。このようにして一年志願兵資格は中等教育と専門教育の両者を含む中等教育段階全体の多様化された資格システムによる構造化において中心的な役割を果たしたのである。

一年志願兵資格が敗戦という軍事的・政治的な契機によって廃止されるまで約百年間存続しえたのは、自らの子弟にこの資格を与えることを、またそれを可能にする教育機関を望む中産市民層が広範に存在していたことを前提とするものであった。しかしより本質的には百年にもわたったこの一年志願兵資格制度による中等段階教育全体の構造化によって、またギムナジウムを基軸とする階級的な中等学校の防衛に腐心した国家の一貫した意思と深く結びついて、この資格が教育システムを分節化する不可欠な基準として発達していたことにある。一年志願兵資格が廃止されたのちには、その代替として中間成熟証明が設定されざるをえなかったものであり、このような一定の教科課程の中間段階に限定された教育基準は国家社会主義により教育制度の構造それ自体の全面的な改編によってのみ中断できたのである。

注

- 1) Müller, D.K., Sozialstruktur und Schulsystem, Aspekte zum Strukturwandel des Schulwesens im 19. Jahrhundert, Göttingen 1977., Müller, D.K./F. Ringer/B. Simon ; The rise of the modern educational system, Cambridge 1988.
- 2) Jost, W., Gewerbliche Schulen und politische Macht, Zur Entwicklung des gewerblichen Schulwesens in Preußen in der Zeit von 1850-1880, Weinheim, 1982. S. 179.
- 3) Mertens, Lothar, Bildungsprivileg und Militärdienst im Kaiserreich, Die gesellschaftliche Bedeutung des Einjährig-Freiwilligen Militärdienstes für das deutsche Bildungsbürgertum, in : "Bildung und Erziehung" 44 (1990) 2. S. 218.
- 4) Bekanntmachung in betreff der zu errichtenden Jägerdetaschements, Von 3ten Febura. 1813. (No. 154.) Gesetz=Sammlung für die Königlichen Preußischen=Staaten. 1813. No. 4. Berlin, S. 15-17.
- 5) Gesetz über die Verpflichtung zum Kriegsdienste. Von 3ten September 1814. (No. 245.) Gesetz=Sammlung für die Königlichen Preußischen=Staaten. 1814. No. 14. Berlin, S. 15-17.
- 6) Hopf, B./J. Peege, Auswirkungen des deutschen und österreichischen Einjährig-Freiwilligen-Recht auf das Verhältnis von Berufsbildung und Allgemeinbildung, in : Rettenbeck, L.K./M. Liedtke (hrsg.) ; Regionale Schulentwicklung im 19. und 20. Jahrhundert, Bad Heilbrunn 1984. S. 104-105. 参照。
- 7) Treutlein, P., Geschichtliche Entwicklung des einjährig=Feiwilligen=Berechtigungswesens in Deutschland, Sammlung gemeinverständlicher wissenschaftler Vorträge, Heft 134. Hamburg 1891. S. 10.
- 8) Rönne, L., Die Verfassung und Verwaltung des Preußischen Staates, Teil 8. Die Kirchlichen und Unterrichts-Verhältnisse, Bd. 2. Berlin 1855. S. 303.
- 9) Jost, W., a.a.O., S. 60.
- 10) Rönne, L., a.a.O., S. 304.
- 11) Wiese, L./B. Irmer (hrsg.), Das Höhere Schulwesen in Preußen, Historisch-statistische Darstellung, IV. 1874-1901, Berlin 1902. S. 460.
- 12) Rönne, L., a.a.O., S. 307-316.
- 13) Paulsen, F., Geschichte des gelehrten Unterrichts auf den deutschen Schule und Universitäten vom Ausgang des Mittllalters bis zur Gegenwart, 2. Bd. Berlin u. Leipzig 1921. S. 558-564.
- 14) このほか一年志願兵資格証明の発行が認められた主な学校種とその条件は以下の通りである。①プロ・ギムナジウ

- ムと高等市民学校は最上級に半年在学、②第二種実科学校は第 I 級に半年在学、③高等市民学校は卒業試験合格、④ベルリン幼年学校は半年間在学、⑤地方工業学校は卒業証明とベルリン工業インスティトゥートへの入学。(Treutlein, P., a.a.O., S. 24.)
- 15) Huber, E.R. (hrsg.), Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, Bd. 2., Deutsche Verfassungsdokumente 1851-1900, 3. Aufl. Stuttgart 1986. S. 438-442.
 - 16) 1875年のドイツ国防規程に基づいて設けられた試験規程では「言語」と「学問」が試されるとされており、言語の試験はドイツ語とならんで外国語二科目が課せられ(ただし、外国語の二科目ではラテン語、ギリシャ語、仏語、英語から選択することが認められた)、学問試験では地理、歴史、ドイツ文学、数学及び自然科学が含まれていた。(Treutlein, P., a.a.O., S. 41.)
 - 17) Beier, A. (hrsg.), Die Berufsausbildung nach dem Berechtigungen der höheren Lehranstalten in Preußen, Halle a. S., 1903. S. 3-4.
 - 18) Treutlein, P., a.a.O., S. 40.
 - 19) 連邦(帝国)学校委員会は帝国によって任命された議長のほか、諸邦により任命された6名のメンバーにより構成され、1868年から75年まではプロイセン文部省の中等学校担当参事官であったL. Wieseが議長を兼務していた。(Romberg, H., Staat und höhere Schule, Ein Beitrag zur deutschen Bildungsverfassung vom Anfang des 19. Jahrhunderts bis zum ersten Weltkrieg, Weinheim 1979. S. 155-156.)
 - 20) 大野英二『現代ドイツ社会史研究序説』岩波書店 1982年 p. 29. なお一年志願兵から予備役将校への経路については望田幸男『軍服を着る市民たち』有斐閣 1983年を参照。
 - 21) 19世紀末当時一年志願兵として勤務するための費用は歩兵科で1,800~2,200 RM、騎兵の場合3,000~3,600 RMを、予備役将校に昇進するまでにはさらに歩兵で3,500 RM、騎兵で6,700 RMを要した。ちなみに当時の手工業者の年収が1,000 RMを越えることはまれであったといわれている。(John, H., Das Reserveoffizierkorps im Deutschen Kaiserreich 1890-1914, Frankfurt 1981. S. 56.)
 - 22) Deutsche Schulkonferenzen, Bd. 1. Verhandlungen über Fragen des höheren Unterrichts, Berlin 1890 (1972) Berlin. S. 750.
 - 23) Paulsen, F. a. a. O., S. 606.
 - 24) Messerschmidt, M., Schulpolitik des Militärs, In : Baumgart, P. (hrsg.), Bildungspolitik in Preußen zur Zeit des Kaiserreichs, Stuttgart, 1980. S. 253. なお、この「修了試験」導入の理由として軍資格の取得を主たる目的にして第II上級を設置しているという疑念が指摘されていた7年制のプロギムナジウム、実科プロギムナジウム等の存在があった。(Deutsche Schulkonferenzen, Bd. 1. a.a.O., S. 369, 733.)
 - 25) この「修了試験」は6年制学校の卒業試験を基準にしたが、実質的には進級試験と変わるところがなく特に優秀な成績でなくても合格できたといわれている。(Wiese, L./B. Irmer, a.a.O., S. 37.)
 - 26) Wiese, L./B. Irmer, a.a.O., S. 37-38.
 - 27) Deutsche Schulkonferenzen, Bd. 2. Verhandlungen über Fragen des höheren Unterrichts, Berlin 1900 (1972) Halle. S. 400ff.
 - 28) Wiese, L./B. Irmer, a.a.O., S. 38.
 - 29) Fischer, V., Institutionalisierung von allgemeiner und beruflicher Bildung, Frankfurt. a.M., 1982. S. 169-171.
 - 30) Ibid., S. 172.
 - 31) Maaßen, N., Geschichte der Mittel- und Realschulpädagogik, Bd. 2. Hannover 1961. S. 33.
 - 32) Dohse, W., Das Schulzeugnis, Sein Wesen und seine Problematik, Weinheim 1963. S. 25.
 - 33) Zentralblatt für die gesamte Unterrichts-Verwaltung in Preußen, hrsg. vom Ministerium für Wissenschaft, Kunst und Volksbildung, Jahrgang 73. Heft 10., 20. Mai 1931, Berlin 1931. S. 140. なおLundgreenはこの時点でドイツの三分岐複線型学校制度が完成したとみなしている。(Lundgreen, P., Sozialgeschichte der deutschen Schule im Überblick, Teil 2. 1918-1980, Göttingen 1981. S. 54.) 拙稿「プロイセン中間学校学校と三分岐複線型学校制度の完成」聖徳学園女子短期大学紀要 第16集 1990年 参照。
 - 34) Maaßen, N., a.a.O., S. 66. なお、かねてからアビトゥーアをその就職にさいしての基礎資格として要求していた中級公務員の全国レベルの団体は「中間成熟証明」の設定に当然ながら反対した。(Abiturium oder mittlere Reife? hrsg. von Vordbildungsausschuß der oberen Beamten des Reichs und des Länder, Berlin 1931)

- 35) 高橋秀行「初期工業化段階におけるプロイセン近代技術教育の歩み」世界教育史体系 32『技術教育史』講談社 1978年 p. 461.
- 36) Schiersmann, C., Zur Sozialgeschichte der preußischen Provinzial-Gewerbeschulen im 19. Jahrhundert, Weinheim 1979. S. 209.
- 37) Jost, W., a.a.O., S. 180. このような都市工業市民層の教育要求に応じて「実業に就くための基礎的な学問的準備教育」を目的として設立された学校の例をベルリン実業学校 (Berlinische Gewerbeschule) にみることができる。1824年の発足時点ですでに一年志願兵資格を認められたこの学校は地方工業学校の解体にさいして高等実科学校教科課程のモデルを提供することになる。(Gallenkamp, K.W., Die Gewerbeschule in ihrer gwschichtlichen Entwicklung, in: Friedrichs-Wersersche Gewerbeschule in Berlin, Festschrift des fünfzigjährigen Bestehens des Anstalt, Berlin 1874. S. 1-42.) なお拙稿「ドイツにおける近代の中等学校の発展——『ベルリン実業学校』を中心に」(江藤恭二監修『教育近代化の諸相』名古屋大学出版会 1992年) を参照。
- 38) Jost, W., a.a.O., S. 184.
- 39) Holzmüller, G., Das technische Schulwesen, In: Geschichte der Erziehung vom Anfang an bis unsere Zeit, bearb. von K.A. Schmid, Bd. V. 3. Abt., Stuttgart u. Berlin 1902. S. 301.
- 40) ただし1906年から1910年の5年間にドイツ帝国で「技芸・実業条項」によってこの資格を授与された者は1,329名であり、同期間の一年志願兵有資格者180,914名の0.73%にすぎなかったといわれている。(John, H., a.a.O., S. 79-81.)
- 41) Lexis, W. (hrsg.), Das Unterrichtswesen im Deutschen Reich, 4. Bd. Das technische Unterrichtswesen, 3. Teil., Berlin 1904. S. 3. なおLexisは工業専門教育制度の学校系統の叙述にあたって、①Hochschule, ②mittlere Fachschule, ③niedere Fachschule, および ④Fortbildungsschuleの4段階に範疇化し、「höhere Fachschule」を②の「mittlere Fachschule」に位置づけており、本稿ではこれにしたがっている。
- 42) Ibid., S. 46.
- 43) Georg, W./A. Kunze, Sozialgeschichte der Berufserziehung, Eine Einführung, München 1981. S. 124.
- 44) Simon, O., Die Fachbildung des Preussischen Gewerbe- und Handelstandes im 18. und 19. Jahrhundert, Bd. 2. Berlin 1902. S. 785-792./Encyklopädisches Handbuch der Pädagogik, hrsg. von Rein, W. Bd. 5. 1906. S. 733-775.
- 45) John, H., a.a.O., S. 78.
- 46) Lexis, W., a.a.O., S. 53.
- 47) Grüner, G., Berufsausbildung in Fachschulen, In: Handbuch der deutschen Bildungsgeschichte, Bd. 5. hrsg. von Langewiesche D./H.E. Tenorth, München 1989., S. 300-304.